

兵庫県公報

令和2年10月16日 金曜日 第149号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急病院の認定（同）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（丹波県民局）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	11

告 示

兵庫県告示第1063号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 医療法人五葉会 城南多胡病院
所 在 地 姫路市本町165番地
撤 回 年 月 日 令和2年10月1日

~~~~~

### 兵庫県告示第1064号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった1から7までの医療機関を救急病院、8の医療機関を救急診療所と認定した。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称 医療法社団 十善会 野瀬病院  
所在地 神戸市長田区二葉町5丁目1番36号  
認定年月日 令和2年8月1日  
認定の有効期限 令和5年7月31日
- 2 名称 尾原病院  
所在地 神戸市須磨区妙法寺字荒打308番地の1  
認定年月日 令和2年7月28日  
認定の有効期限 令和5年7月27日
- 3 名称 医療法人 三栄会 ツカザキ記念病院  
所在地 姫路市南車崎1丁目5番5号  
認定年月日 令和2年9月19日  
認定の有効期限 令和5年9月18日
- 4 名称 アイワ病院  
所在地 尼崎市東園田町4丁目101番地4  
認定年月日 令和2年10月1日  
認定の有効期限 令和5年9月30日
- 5 名称 医療法人社団 仙齢会 はりま病院  
所在地 加古郡播磨町北野添2丁目1番15号  
認定年月日 令和2年7月1日  
認定の有効期限 令和5年6月30日
- 6 名称 大山記念病院  
所在地 西脇市黒田庄町田高313番地  
認定年月日 令和2年8月30日  
認定の有効期限 令和5年8月29日
- 7 名称 栄宏会 小野病院  
所在地 小野市天神町973番  
認定年月日 令和2年8月22日  
認定の有効期限 令和5年8月21日
- 8 名称 板垣救急クリニック  
所在地 たつの市揖西町南山2丁目110番  
認定年月日 令和2年8月11日  
認定の有効期限 令和5年8月10日



兵庫県告示第1065号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市印路土地改良区

退任役員

| 役員区分 | 氏名     | 住所                |
|------|--------|-------------------|
| 理事   | 萩原 隆喜  | 神戸市西区平野町印路128番地の1 |
| 同    | 谷川 善照  | 同 市同区平野町印路129番地   |
| 同    | 大谷 武士  | 同 市同区平野町印路196番地   |
| 同    | 大谷 操   | 同 市同区平野町印路195番地   |
| 同    | 大谷 清和  | 同 市同区平野町印路160番地   |
| 同    | 田中 儀一郎 | 同 市同区平野町印路199番地の1 |
| 監事   | 岡本 勇治  | 同 市同区平野町印路336番地   |

|       |      |                   |               |
|-------|------|-------------------|---------------|
| 同     | 岡本昌夫 | 同                 | 市同区平野町印路290番地 |
| 就任役員  |      |                   |               |
| 役員の区分 | 氏名   | 住所                |               |
| 理事    | 岡本昌夫 | 神戸市西区平野町印路290番地   |               |
| 同     | 大谷武士 | 同 市同区平野町印路196番地   |               |
| 同     | 有馬靖宏 | 同 市同区平野町印路202番地   |               |
| 同     | 大谷操  | 同 市同区平野町印路195番地   |               |
| 同     | 大谷明彦 | 同 市同区平野町印路265番地   |               |
| 同     | 安尾薫  | 同 市同区平野町印路150番地の1 |               |
| 監事    | 大谷清和 | 同 市同区平野町印路160番地   |               |
| 同     | 上田朗  | 同 市同区平野町印路323番地   |               |
| 同     | 谷崎喜雅 | 同 市同区平野町印路238番地の1 |               |



**兵庫県告示第1066号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 美方郡香美町村岡区寺河内字ゴンジ742の5、742の77、742の90、742の92（次の図に示す部分に限る。）、742の94、742の101、村岡区高津字神場1394の2
- (2) 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 美方郡新温泉町千原字坂本1174（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1067号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間  
令和2年10月5日から令和3年1月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市口田中地内



**兵庫県告示第1068号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和2年10月5日から令和3年2月28日まで
- 3 作業地域  
宍粟市一宮町井内地内



**兵庫県告示第1069号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和2年10月5日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市松園町地内



**兵庫県告示第1070号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和2年10月5日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市相生町地内



**兵庫県告示第1071号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和2年10月5日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市伏原町地内



**兵庫県告示第1072号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐用町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和2年9月16日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域  
佐用町全域



**兵庫県告示第1073号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（街区三角点の復旧測量）
- 2 作業期間  
令和2年6月8日から同年7月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市上田西町地内



**兵庫県告示第1074号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、朝来市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（地形図測量）
- 2 作業期間  
令和2年8月17日から同年9月25日まで
- 3 作業地域  
朝来市山東町柿坪地内



**兵庫県告示第1075号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区域名 | 市郡名 | 区町名 | 町大字名 | 小字名 | 地番                                 |
|-----|-----|-----|------|-----|------------------------------------|
| 下畑  | 神戸市 | 垂水区 | 下畑町  | 上口  | 825番1の一部、825番2の一部、847番の一部、860番2の一部 |



**兵庫県告示第1076号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯塚功一

- 指定する貯水施設の所在地  
丹波篠山市小枕字野田之坪287-1
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称   | 住所           | 代表者の氏名 |
|------|--------------|--------|
| 野中農会 | 丹波篠山市野中327-3 | 塚本逸男   |

- 指定する理由  
丹波篠山市小枕地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1077号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯塚功一

- 指定する貯水施設の所在地  
丹波篠山市西木之部字宮ノ下坪86ほか
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称      | 住所            | 代表者の氏名 |
|---------|---------------|--------|
| 西木之部自治会 | 丹波篠山市西木之部61-1 | 中尾守    |

- 指定する理由  
丹波篠山市西木之部地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第1078号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯塚功一

- 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市西岡屋字北浦ノ坪甲586—1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称      | 住所          | 代表者の氏名 |
|---------|-------------|--------|
| 小谷池水利組合 | 丹波篠山市西岡屋甲56 | 三宅逸雄   |

3 指定する理由

丹波篠山市西岡屋地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第1079号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯塚 功一

1 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市今田町下小野原字前山21、4—1

同 市今田町下小野原字北山23

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
下小野原水利組合	丹波篠山市今田町下小野原387	太治広樹

3 指定する理由

丹波篠山市今田町地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

**兵庫県告示第1080号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯塚 功一

1 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市栗柄字二両坪167

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称    | 住所         | 代表者の氏名 |
|-------|------------|--------|
| 栗柄自治会 | 丹波篠山市栗柄592 | 西澤和也   |

3 指定する理由

丹波篠山市栗柄地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第1081号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯塚 功一

1 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市小枕字北山之坪820

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
鍋塚池管理組合	丹波篠山市谷山617	西 牧 一

3 指定する理由

丹波篠山市小枕地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1082号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯 塚 功 一

1 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市谷山字生来ノ坪714

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
谷山水利組合	丹波篠山市谷山617	西 牧 一

3 指定する理由

丹波篠山市谷山地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1083号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯 塚 功 一

1 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市小多田字ヒジ山1591

同 市小多田字奥平柳1400

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
小多田財産管理組合	丹波篠山市小多田1801	丹 後 好 裕

3 指定する理由

丹波篠山市小多田地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1084号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯 塚 功 一

1 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市今田町本荘字梅ヶ谷2

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
本荘庄中水利組合	丹波篠山市今田町黒石181-1	大仁昭夫

3 指定する理由

丹波篠山市今田町地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1085号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯塚 功一

1 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市本明谷字助ノ下607-2ほか

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
本明谷自治会	丹波篠山市本明谷214	森田照正

3 指定する理由

丹波篠山市本明谷地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1086号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯塚 功一

1 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市真南条上字化粧ノ部1436

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
真南条上自治会	丹波篠山市真南条上799	渡瀬順之

3 指定する理由

丹波篠山市真南条上地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1087号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯塚 功一

1 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市今田町今田字山ノ口149-4

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
池の谷水利組合	丹波篠山市今田町今田359	藤森欣昭

3 指定する理由

丹波篠山市今田町地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1088号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年10月16日

丹波県民局長 飯塚功一

1 指定する貯水施設の所在地

丹波篠山市真南条中宇寺前ノ坪795

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
真南条中自治会	丹波篠山市真南条中474	本庄繁樹

3 指定する理由

丹波篠山市真南条中地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ライフガーデン潮芦屋（北敷地）

所在地 芦屋市海洋町4-9ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	野上誠

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	浅田俊一

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	野上誠

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社マルハチ	神戸市灘区水道筋二丁目6番地	栗花正雄
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	水野秀晴
株式会社ベクトル	岡山市北区学南町三丁目2番1号	北原孝延
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルハチ	神戸市灘区水道筋二丁目6番地	栗花正雄
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本忠久
株式会社ベクトル	岡山市北区磨屋町1番1号	村川智博

4 変更年月日

令和2年4月1日ほか

5 届出年月日

令和2年9月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年10月16日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年2月16日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ライフガーデン潮芦屋（南敷地）

所在地 芦屋市海洋町4-10ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練塀町3番地	野上誠

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練塀町3番地	浅田俊一

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練塀町3番地	野上誠

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社ケーヨー	千葉県若葉区みつわ台一丁目28番1号	醍醐茂夫
株式会社フジ・コーポレーション	宮城県富谷市成田一丁目7番1号	遠藤文樹
革工房おおがき株式会社	尼崎市南武庫之荘八丁目29番21号	大垣佳史
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ・コーポレーション	宮城県富谷市成田一丁目7番1号	遠藤文樹
革工房おおがき株式会社	尼崎市南武庫之荘八丁目29番21号	大垣佳史

4 変更年月日

令和2年4月1日ほか

5 届出年月日

令和2年9月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年10月16日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年2月16日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号